

五十七年度予算の概要

県の



昭和57年の3月定例県議会

し、全ての地方団体に標準的な行政水準を保つのに足りる財源を保障する役割を担っております。地方交付税は地方税の代替的な役割を持っており、その用途については全く拘束されず、特定の事業に充てることが必要な国庫補助金等とは基本的に異なる性格を有し、地方団体の最も重要な収入の

県は皆様も御存知のとおり、教育や社会福祉をはじめ、農林水産業、中小企業の振興、公共施設の整備、公共事業等県民生活にかかわる諸分野の行政を担当しております。

このような行政活動を行うため必要な経費やその財源について一定のルールのもとに計数的にとりまとめ編成されたものが予算で、この一年間の県の行政施策内容が全て網羅され、明瞭にされております。

そこで今日は、県の予算のしくみの一端について申し述べながら、五十七年度予算の概要について御説明いたします。地方公共団体の予算は国の予算とは異なり「入るを計って出ざるを制する」といわれるように、まず、的確な歳入の見通しのもとに歳出予算を編成するのが通例であります。

そこでまず、歳入予算について説明します。

一、収入のあらまし

(一) 多様な県の収入

県がその仕事を実施するのに必要な経費をまかなう収入は、その種類がきわめて多く、その出所も多岐にわたっています。県が自ら徴収する県税、使用料・手数料、負担金・分担金などのほか、国の一定の基準によって交付される地方交付税や地方譲与税、国の裁量によって交付される国庫補助金などさまざまな種類にわたっており、その性質の違い、制度のしくみや収入手続の違いなどによって、県の財政運営を非常に複雑な

ものにしていきます。その内訳は表一のとおりです。

それでは、本県の歳入予算について、それぞれの費目別区分につきまして説明します。

ア 県税

県税は、県の収入の中心となるもので、地方税法及び県税条例の定めるところによって県内の人々や企業などから徴収されるものです。

県は先にも述べましたとおり、県民生活にかかわる数多くの仕事を行っておりますが、これらの仕事に要する経費をまかなうために県民から負担していただく税金が

県税です。

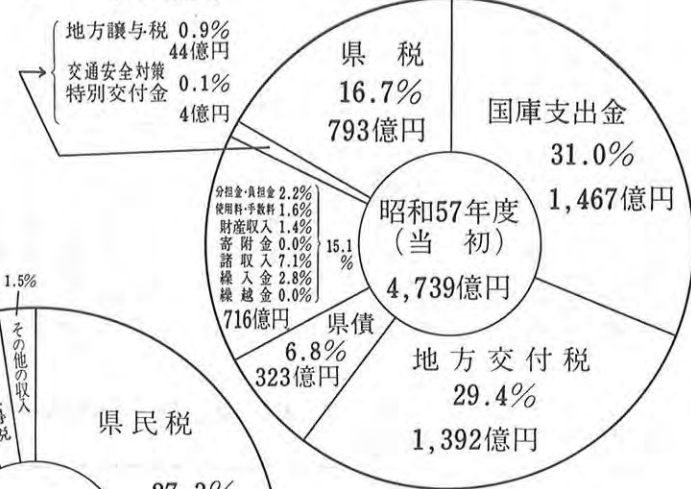
県がその経費をまかなうのに自ら調達する収入には、後で述べますが、使用料・手数料、分担金、負担金、財産収入、県債などさまざまなものがありますが、県税は、その中でも県が仕事を行うのに必要な経費をまかなうものとして、県の収入、とりわけ、自主財源の中心的役割を担っています。

五十七年度の県税の収入額は、対前年度比三・五パーセント増の七百九十三億円を見込んでおりますが、その主な税目ごとの内訳は表二のとおりです。

イ 地方交付税

地方税は、地域の経済力によって、その収入に差が生ずることは避けられません。そこで、標準的な行政の実施に必要な経費をまかなうための地方税収入が不足する団体に対して、一定の方法によって国から交付されるものが地方交付税です。現在、地方交付税の総額は国税三税（所得税、法人税、酒税）の収入の三二パーセントとされており、地方交付税は、財政力が弱く地方税収入が十分でない地方団体に一般財源を付与

表1 県の収入



一つとなっております。県税収入の低い本県の場合、地方交付税の歳入予算に占める割合

は大きく、本年は全体の二九・四パーセントの千三百九十二億円を計上しております。

表2 県税の税目別内訳

